

こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

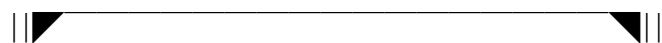
このたびの自然災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災地域の皆様が一日も早く穏やかな日常を取り戻されますことを、心よりお祈り申し上げます。

お盆が明け、8 月も後半に入りましたが、まだまだ暑い日が続いております。

本日も、今押さえておきたい情報をわかりやすくお届けします。

今回は「育成者権侵害と DNA 分析」をテーマにギモンとその解決策についてご紹介しておりますので、是非ご一読ください。



私のギモンも解決！知財 Q&A vol.5



☎ テーマ：育成者権侵害と DNA 分析 ☎

執筆者：大堀 健太郎 弁護士（知財ネット）

Q 質問者：侵害疑義品の DNA 分析を行い「クロ判定」が出ました。侵害立証としてはこれで十分でしょうか。

当県が育成した登録品種を無断増殖した疑いのある苗を、市場とインターネット上で入手し、それぞれについて DNA 分析にかけたところ、登録品種と同じ DNA 型を示すとの結果が出ました。このような場合、「これで育成者権侵害の証拠はそろった」と考えてよいのでしょうか。

A 弁護士：DNA 分析の「クロ判定」は有力な証拠ですが、それだけで育成者権侵害の立証として十分なわけではありません。

DNA 分析の「クロ判定」は有力な証拠ですし、それを元に育成者権侵害を行った疑いのある被疑侵害者が、侵害を認めることはあります。しかしながら、被疑侵害者が侵害を争い、最終的に裁判となったような場合の育成者権侵害の立証においては、DNA 分析によって分かることと、種苗法上、育成者権侵害として立証しなければならないこととが同じではないため、DNA 分析の判定結果だけで育成者権侵害の立証として十分なわけではありません。

1. DNA の「一致」は何を意味するのか

DNA 品種識別では、一般に、対象となる植物の全ゲノムを隅々まで比較するのではなく、品種間の違いを見分ける目印となる特定の DNA マーカーを調べます。「登録品種と一致した」という結果も、正確には、使用した複数の DNA マーカーについて、登録品種と同じ反応又は遺伝子型を示

したという意味です。

マーカーの数が多く、比較対象となる品種の範囲が広いほど、別品種が偶然一致する可能性は小さくなります。しかし、DNA 分析の一致は、全ゲノムが完全に同一であることや、法律上の侵害が成立することを直接示すものではありません。

なお、分析機関の報告書としても、通常は「10 種類の DNA マーカーすべてについて登録品種 A と同じ遺伝子型を示した」など、分析によって確認された事実が記載されます。「疑義品が 99% の確率で登録品種である」「育成者権侵害に当たる」といった法的な結論まで示されるとは限りません。したがって、分析を依頼する側も、単にクロカシロかを尋ねるのではなく、どの品種との識別が可能な手法なのか、使用したマーカーの数や種類は何か、偶然一致の可能性をどのように評価しているかを確認する必要があります。

2. 育成者権侵害における類否判断

育成者権侵害について最も重要なのは、DNA が同じかどうかだけではなく、疑義品が育成者権の効力の及ぶ品種かどうかです。

種苗法 20 条 1 項は、育成者権者が、登録品種と、その登録品種と「特性により明確に区別されない品種」を業として利用する権利を専有すると定めています。したがって、疑義品が登録品種そのものであるか、少なくとも登録品種と重要な形質に係る特性によって明確に区別されない品種であることが、権利範囲に属するかどうかの基本的な判断事項となります。

ここでいう「特性」とは、草丈、葉や花の形・色、果実の大きさ、成熟期、収量、耐暑性、病害抵抗性など、植物の重要な形質が実際にどのように現れているかを意味します。品種登録の審査でも、植物種類ごとに定められた重要な形質について、出願品種と既存品種との特性が比較されます。なお、DNA 情報については、現在の登録審査では特性とは認められておらず、特性表にも記載されていません。

3. 「現物主義」と種苗法 35 条の 2 の推定

知的財産高等裁判所平成 27 年 6 月 24 日判決は、育成者権が及ぶ品種であるかを判断するためには、最終的には植物体自体を比較し、疑義品種が登録品種と特性により明確に区別されないかを検討する必要があるとの考え方を示しています。これは一般に「現物主義」と呼ばれています。

なお、現物主義は、どの事件でも必ず登録品種と疑義品を一から比較栽培しなければ侵害を認定できない、という意味ではなく、比較栽培以外の信頼できる証拠により、登録品種そのもの又は登録品種と明確に区別されない品種であることを立証できる場合もあります。ただ、いずれにしても比較栽培が必要になった場合、長い時間と多額の費用がかかります。そこで、育成者権者による侵害立証を容易にするために設けられたのが、種苗法 35 条の 2 です。

同条は、疑義品種が、品種登録簿に記載された登録品種の審査特性によって明確に区別されない場合には、その疑義品種を、登録品種と特性により明確に区別されない品種であると推定するというものです。登録時の審査結果を記載した特性表と疑義品の特性を比較し、審査特性上、明確な違いがないことを示せば、登録品種の現物を改めて栽培してすべての特性を確認しなくても、法律上の推定を受けることができます。

この場合に、特性表の数値が一字一句完全に一致する必要はありません。草丈、果実重、成熟期などは栽培環境の影響を受けるため、標準品種との相対的な評価や階級値を用い、環境差を考慮しながら、品種として「明確な区別」があるかを判断します。

35 条の 2 は、あくまで「推定」の規定です。疑義品側は、特性表に記載されていない重要な形質に明確な差があることや、比較結果が栽培環境の違いによることなどを立証して、推定を覆すことができます。農林水産省も、特性表に記載されていない形質であっても、それが種苗法上の重要な形質であり、その形質によって登録品種と明確に区別されるのであれば、育成者権の効力は及ばないと説明しています。

4. DNA が一致しても特性が異なることがある

前述のとおり、DNA 情報については審査特性には含まれないため、DNA 品種識別による DNA が一致したとしても、種苗法 35 条の 2 の推定がおよぶわけではありません。

とはいえ、妥当性が確認された品種識別技術を用い、由来の明らかな登録品種の標準試料と比較し、主要な流通品種を十分に識別できる複数のマーカーが一致しているのであれば、疑義品が登録品種と同じ品種である可能性を強く示すことができます。裁判や税関においても、妥当性が確認された DNA 品種識別技術により行われた DNA 品種識別での判定結果が証拠として用いられることがあります。なお、DNA 品種識別技術の妥当性確認として、一般的に、ISO で定めた基準に準じて、安定性試験と再現性試験を行い、DNA マーカーの妥当性確認が行われています。妥当性確認については「農林水産省発行の DNA 品種識別技術の妥当性確認のためのガイドライン（令和 4 年度改訂版）」も参考になります。

もっとも、例えば登録品種から生じた枝変わりなどの突然変異品種では、花の色や果実の性質などに明確な特性差があっても、変化した DNA がごく一部であるため、通常のマーカー分析では登録品種と同じ結果になる場合があります。また、分析法の開発後に登場した新品種が比較対象に含まれていなければ、その識別力にも限界があります。DNA が一致した場合でも、使用したマーカー、識別可能な品種の範囲、分析法の妥当性、標準試料の由来を確認し、必要に応じて主要な特性の観察や比較栽培を行うことが重要です。

5. DNA 分析結果と一緒に残すべき証拠

DNA 分析の対象が、侵害疑義品であることを示すため、DNA 分析結果と併せて、疑義品の購入日時・場所、販売者、販売ページのスクリーンショット、領収書、送り状、包装、ラベル、現物写真などは保存しておきましょう。

また、分析試料については、誰が、いつ、どこで採取し、どのように封印・保管し、分析機関へ渡したかを記録し、取り違いや混入がないことを説明できるようにします。可能であれば、品種保護 G メンや専門家の立会い、試料の一部の公的機関への寄託も検討すべきです。

また、疑義品の栽培状況、増殖方法、販売数量、仕入先・販売先、許諾の有無など、具体的な利用行為を示す資料も集めます。

6. おわりに

以上のとおり、侵害疑義品についての DNA 分析でのクロ判定は、侵害が強く疑われることを示す重要な証拠です。しかし、侵害疑義品が登録品種又はそれと特性により明確に区別されない品種であることの立証が必要となります。DNA 分析は侵害立証の重要な出発点ではありますが、それだけで侵害が自動的に認定されるわけではありません。分析手法の妥当性や識別対象となる品種の範囲を確認するとともに、必要に応じて特性調査や比較栽培、流通経路に関する証拠収集を組み合わせることが重要です。

なお、植物の DNA 品種識別技術については、様々な新品種の保護のために開発されており、その一部が「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（令和 8 年 3 月改訂）」143 頁でも紹介されています。

【参考 URL】

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（令和 8 年 3 月改訂）143 項：

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-16.pdf>

農林水産省発行の DNA 品種識別技術の妥当性確認のためのガイドライン（令和 4 年度改訂版）：

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syokubut/attach/pdf/index-111.pdf

< 次回の配信予定 >

テーマ：品種名称

配信時期：9 月 2 日頃

< メルマガのバックナンバー >

下記 HP よりこれまで配信された全てのメルマガをご覧ください。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。